

生総 営 2 発 第 698 号
令和 8 年 5 月 21 日

(一社) 東京古物商防犯連盟
代表理事 馬 場 茂 殿

警視庁生活安全部
生活安全総務課長



盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の全部施行に伴う周知等のご
依頼について

貴連盟におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御協力を賜り、厚く御
礼申し上げます。

さて、近年多発している太陽光発電施設や建設現場を狙った銅線窃盗被害に対応す
る新法「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」(以下「金属盗対策法」)
が本年6月1日から全部施行となります。これにより、「特定金属くず買受業」の届
出が開始されます。該当する主として銅からなる金属くずを買い受ける事業者の届出
に関し、新たに営業を開始する前日までに営業所を管轄する各公安委員会(管轄警察
署)へ営業開始届出書を提出していただくこととなりますが、全国統一で経過措置期
間を設け、既に特定金属くず買受業を営んでいる方につきましては、

令和8年8月31日までに営業所所在の管轄警察署へ届出
が規定されております。

一方、法律が施行されるとともに義務は課せられますので、金属盗対策法の規定に
基づき、

- ・ 特定金属(銅)を買い取ろうとするときの本人確認(法第7条)
- ・ 取引記録の作成及び保存(法第9条)
- ・ 盗難特定金属製物品に由来する疑いを認めた場合の警察官への申告(法第10条)

等の措置を確実に実施していただく旨、貴連盟会員事業者の皆様とお取引上関係のあ
る業者様に周知していただくとともに、別添の施行概要をご一読いただけますと幸い
です。全国各地で発生しております強盗被害に遭わないためにも「就寝時はもちろ
ん、在宅時も施錠するなど、戸締まりを徹底する。」「不審に感じたときは、ためら
わずに110番通報する。」等も、引き続き発信していただき、地域全体の防犯意識
の高揚に御協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。